

高齢者通院時交通費助成事業について

医療機関までの距離が遠く交通費の負担が大きい高齢者に対し、通院時のタクシー利用料金の一部を助成し、通院にかかる交通費の負担軽減を図ります。

1 対象

市内に住所を有する高齢者で次の要件をすべて満たす方

- (1) 65 歳以上の高齢者のみの世帯(一人暮らしを含む)で暮らしている 80 歳以上または、日中独居になる 80 歳以上の方。
- (2) 在宅で、施設(一部施設を除く)に入所していない方。
- (3) 公共交通機関以外の交通手段を持たない方。

2 助成対象額

医療機関を受診するために負担した自宅から医療機関までの間のタクシー料金のうち、1回の片道料金が 1,000 円を超えた場合のその超過額。

(例) タクシー料金が、自宅から医療機関まで 5,000 円の場合は、片道 4,000 円を助成。

3 助成上限額(年間)

自宅から医療機関までの距離に応じて以下のとおりとなります。

自宅から医療機関までの距離(片道)	助成上限額(年間)
10km未満	12,000円
10km以上 20km未満	18,000円
20km以上30km未満	24,000円
30km以上	30,000円

令和 6 年度からは、自宅からバス停までの距離に関わらず助成を受けることができます。

4 助成事業利用の流れ

- (1) 助成金利用申請
利用申請書に必要事項を記入の上、新館長寿福祉課または、各総合支所健康福祉係の窓口へ申請
- (2) 助成金利用申請の審査
申請受付後、自宅から医療機関までの距離などを確認し、助成上限額を決定
- (3) 利用決定(却下)通知書を送付
審査結果により、利用決定(却下)通知書を申請者へ送付
- (4) 助成金の請求
医療機関及びタクシーの領収書を添付して助成金の請求書を提出(原則 3 か月に 1 回)
- (5) 助成金の振り込み
請求書を提出後、指定した口座に助成金が振り込まれる

問い合わせ

花巻市 長寿福祉課 高齢福祉係 電話41-3576(直通) FAX 41-1299